

## 令和2年第2回せたな町議会臨時会 第1号

令和2年4月23日（木曜日）

### ○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号 令和2年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第2号 工事請負契約の締結について（本庁舎長寿命化改修工事（建築主体））
- 7 議案第3号 工事請負契約の締結について（本庁舎長寿命化改修工事（機械設備））  
（第1号の追加1）
  - 1 諸般の報告
  - 2 議案第4号 令和2年度せたな町一般会計補正予算（第2号）

### ○出席議員（12名）

- |     |    |     |     |    |     |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番  | 吉田 | 実君  | 2番  | 梶田 | 道廣君 |
| 3番  | 本多 | 浩君  | 4番  | 橋本 | 一夫君 |
| 5番  | 熊野 | 主税君 | 6番  | 道高 | 勉君  |
| 7番  | 大湯 | 圓郷君 | 8番  | 横山 | 一康君 |
| 9番  | 石原 | 広務君 | 10番 | 平澤 | 等君  |
| 11番 | 菅原 | 義幸君 | 12番 | 真柄 | 克紀君 |

### ○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋	貞光	君	
教	育	長	成田	円裕	君

1. 町長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副	町	長	佐々木	正	則	君			
総	務	課	長	原	進	君			
まち	づくり	推進	課	長	小	板	橋	司	君
財	政	課	長	佐	野	英	也	君	

総務課長補佐 小林和仁 君  
まちづくり推進課長補佐 阪井世紀 君  
総務課主幹 中山康春 君  
商工労働観光係長 撫養和伯 君

《大成総合支所》

総合支所長 杉村 彰 君

《瀬棚総合支所》

総合支所長 神田 昌 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長 丹羽小百合 君  
次長 上野朋広 君  
事務局総務係 原田翔太 君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年第2回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により議長において5番、熊野主税議員、6番、道高勉議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は本日1日としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配布したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 新型コロナウイルス感染症に係る対応についての行政報告をさせていただきます。

本町における新型コロナウイルス感染症対策については、これまで町民の皆様には不要不急の外出の自粛、各種事業などの中止や延期など様々な制約をお願いしてきたところであります。

本町では2月28日に陽性が確認された3例目の感染を最後に新たな感染者は確認されていない状況となっております。政府対策本部は4月7日に7都府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言を発出したところでありましたが、全国的な感染拡大が広がっていることから4月16日に緊急事態宣言を全国に拡大し、特に重点的に感染拡大防止の取組を進める必要があるとして、北海道を含む13都道府県においては特定警戒都道府県とすることが決定されました。

北海道においては、不要不急の外出、札幌市を含む道内各地への往来、接客を伴う飲食店の利用の自粛、道立施設の休業や北海道教育委員会に小、中、高校などに休業するよう要請されたところでございます。

本町においても、公共の各集会施設、教育施設の休館、各小中学校の休業などを4月20日から5月6日までとしたほか、引き続き町広報紙や防災無線などで手洗い等の徹底や密閉空間、密集場所、密接場面の3密行動を避けるなどの感染防止対策の取組の周知を図り、感染拡大の防止にこれからも努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（真柄克紀君） 次に教育長。

○教育長（成田円裕君） 新型コロナウイルス感染症に係る対応についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルスの集団による感染拡大の急増を防止するため、町内の全小中学校については令和2年4月20日から4月24日までを臨時休業とし、4月27日、28日の2日間については児童生徒の健康状態の確認も含めて午前授業を行い、4月30日と5月1日を臨時休業として、ゴールデンウィーク明けの5月7日から学校を再開することといたしました。また町民体育館等の社会体育施設及び情報センター等の社会教育施設についても4月20日から5月6日までの間、臨時休館といたしましたのでご報告いたします。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

お手元に配付してあるとおり町長から議案第4号が提出されております。

お諮りいたします。

議案第4号は緊急を要しますので急施事件と認め、この際、日程に追加し直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって議案第4号は急施事件と認め、日程に追加し直ちに審議することに決定いたしました。追加日程表を配付する間、暫時休憩といたします。

（配付中）

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

#### ◎追加1の日程第1 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 追加1の日程第1、諸般の報告はお手元に配布したとおりでございます。

す。

◎追加1の日程第2 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 追加1の日程第2、議案第4号令和2年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案のその2でございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,100万円を追加し、補正後の予算総額を89億3,884万2,000万円とするものでございます。

その内容でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、北海道の休業要請などに応じた事業者に対して、町が独自に上乗せする経費につきまして補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご説明いたします。議案その2の4ページをお開き願います。歳出から説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、14目新型コロナウイルス対策費、18節負担金補助及び交付金の休業要請協力支援金1,100万円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の経済対策として、北海道の休業要請に協力した町内の事業者に対して、町が独自の支援金を上乗せ支給するものでございます。北海道の支援金は、休業要請に協力した法人事業者に30万円、個人事業者に20万円、午後7時以降のアルコール類の提供を自粛した飲食店に10万円を支給するものであります。これに町の上乗せは、法人事業者、個人事業者及び飲食店に一律20万円を支給するものでございます。これにより北海道と町の上乗せ支援金を合わせると、法人事業者は50万円、個人事業者は40万円、飲食店は30万円の支給となります。なお支援金支給の対象となる期間は4月25日から5月6日まで休業することが条件となります。

これにかかわる歳入でございますが、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,100万円をもって収支の均衡を図ったところであります。

説明は以上であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

石原議員。

○9番（石原広務君） 内容については、国、道の動きのある中でこういうふうに町としても独自策を出すということには一定の評価をいたします。ただ関連して、この情報をこの方向で

行くという話をする中で、関連してプレミアム付商品券、これも販売期日、これは状況を見ながら検討するということでしたが、そこの兼ね合いと、あと例えば、昨日これは全員協議会で配られた資料ですけども、先ほど説明がありました午後7時以降のアルコール類の提供を自粛した飲食店としていますが、これは申告制ですよ。逆にそのチェック体制とか、ほかのところでもそういうところが心配というか、どういうふうな影響が出るという、いろいろな話がある中で、町としての対応策というか、どのように考えてるかまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） ただいまの質問でございますが、プレミアム付商品券の発売につきましては、27日予定どおりに販売することで考えております。それにつきましては、飲食店だけじゃなくて小売店の部分のプレミアム付商品券もあることから、そちらの小売店用の部分も一緒に発売して、なるべく早い時期から現金を回していきたいという考えもございます。今の休業の部分については、今後状況を見ながら飲食店用の商品券の使用期日のほうも伸ばすようなことでも考えていきたいと考えております。

それから休業補償の飲食店7時以降のアルコールの部分の確認になりますが、これにつきましては、既に北海道からも、店の中で店頭広告チラシ、それからメニューにそれらが入った施設の写真等で確認をするということで文書が出ておりますので、そういった形で確認のほうをしたいと考えておりますし、町のほうとしても、休業してますとか、それから7時以降アルコール類は出しませんっていうものを町のほうで用意して、それを配布して写真に撮ってもらって証拠書類を残してもらおうような方向で考えているところでございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） まず私もプレミアム付商品券は結果として賛成しました。ただこれが決まったあとにさまざまな反響があります。このご時世で飲食店が大変だというのはわかるけど、そういう雰囲気を出してはいかがかという逆に強い指摘もありました。その中で今回、町独自で上乘せしながら休業する施設、そこに支援をするということになりましたけど、ここで町長に答えていただきたいんですけど、先ほど行政報告でも町長から報告がありました。先週ですか、防災無線でわざわざ町長がコメントを出しました。総理大臣に対してもいろいろな意見がある中で、町長もああいう形で自らマイクを持ってコメントを出したんですが、率直な話、中学生の子の反応ですけど、町長、えっ今更なんなのっていうことを本当に言われたんです。というのはあれなんですよ。今学校休みでテレビ等を見る場面があるんです。その中で総理大臣、国なり北海道知事なりが発信している、その時差があったのを受けて子供の率直な感想もありました。あとは今回こういうふうな形で支援をするんですが、町長あれなんですよ。今更という声と、あと遅い、あるいは町民に対して不要不急の自粛なりを要請しているんですが、そういう海岸を持つ町にとって、かなり町外、札幌方面から釣り客が入っているんです。海岸線を持つその大成区においては、かなりの不安視する声があるんです。昨日もそうでした。率

直な意見、その町民の声を町長にそのままぶつけますけど、看板立ててほしい。要は釣り客来ないでほしいってことです。あとはバスで一気に来て、一気に買い物来たら恐怖心を覚えたという声もあったんです。あとは春の交通安全、大成区はほとんどの町内会が自粛をしたんです。辞めたんですよ。町長自ら初日、小雨の降るあの寒い時に、傘もささず、マスクもせず、どっちが辛いんだか、私に心配される何物も無いでしょうけど、今この時期に体調大丈夫なのかと本当に思ったんです。でも一生懸命さが一部町民にも通じたんでしょうけど、今このご時世でこういう支援をする、あるいはプレミアム付商品券を販売する、これに対して町長、何らかの発信、例えば、道知事に対して札幌方面から釣り客来ないでくださいって言う極端なことではないでしょうけど、例を挙げると、神奈川県知事、海岸線に来ないでくださいって、はっきり声明出したじゃないですか。ああいう形で町長、何らかのコメント出す考えが今ありますか。そこだけ聞かせください。ちょっと長くなりました。議長関連させていただいて、今、町長の答弁を求めます。

○議長（真柄克紀君） 質疑からいくと質問とダブってる点がありますけども、あえて議員の希望でもございますので、この今言う警戒を含めた中での安全対策について町長から一言、答弁願います。

○町長（高橋貞光君） 今更というご指摘でございましたが、今の大変深刻な状況を考えますと、今更ということには当たらないと。むしろこれからしっかりとそういったことを徹底して、感染拡大防止に努めなければならないという思いでございます。私といたしましては、そういった状況を町民向けにお伝えをしたということでございます。それぞれの自治体において、それぞれの町民向けにしっかりとそういったお願いをしているところだというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 町長自ら今深刻な状況だというふうな発言がありました。であればなおさら、不安な気持ちを持ったりしてる町民のために、町として神奈川県知事のまねをしなさいってということはないですが、道なり関係機関なりと連携しながら本当にこの町民を守るというメッセージを発出していただきたい、そういう行動をしていただきたいと思っておりますけど、いかがですか町長。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから今更という言葉には当たらないと、発信しているところでございます。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑あれば許します。

○9番（石原広務君） 4回目いいんですか。

○議長（真柄克紀君） ダメですよ、3回は3回ですよ。

○9番（石原広務君） 今の答えてないですよ。

○議長（真柄克紀君） 答えてますよ。

○9番（石原広務君） それは議長の考えでしょ。自分の答弁は…

○議長（真柄克紀君） 3回で終わります。

次、質疑。

○9番（石原広務君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） どうぞ。

○9番（石原広務君） 議長、3月の定例会もそうですけど、議長としての議事運営には、ちょっと問題があると思います。今の裁きも私としては納得できるものではありません。今この場ではやりとりできませんが、今答えてましたか。今更ってということではないけど、今後、何らかの強いメッセージを出していただきたいということを述べたんです。何か答えましたか。議事運営で何か自分にあるのであれば、また議長室で何でもいいですから、ご指摘ください。私からもいろいろ言いたいこともありますから、もし議長がご都合つくのであれば、改めてそういう機会を設けてください。今の答え、議長の感覚では答えるって言いますが、今更ではなくて、今後ですよ。今更ってということでは無いですよ。さっき言ったけど、今はそういうことじゃないじゃないですか。

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

○9番（石原広務君） いや今のだから、その私からの提言、議長からの指摘そういう機会を設けていただけるんだったら設けてください。私は到底納得できるもんじゃありませんよ。この議事運営、裁きは。おかしくないですか。

○議長（真柄克紀君） 私はおかしいと思ってません。

○9番（石原広務君） じゃ正副議長交えて。

○5番（熊野主税君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 議会は議事進行するために議長がおります。議長の命令でもって動かないと議事進行できません。そのように進めてください。

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

○9番（石原広務君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 石原議員の質疑はこれで終わります。3。認めません。

○9番（石原広務君） 議事進行認めないんですか。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 議員の立場で議事進行権あるんですよ。それを扱うということもありますよね。その辺も含めて、もしあれでしたらご指摘いただく機会をぜひ設けてください。正副議長交えて。

○議長（真柄克紀君） 全然関係ないですよ議事運営と。

○9番（石原広務君） 関係あるだろう。

○議長（真柄克紀君） 関係無いです。

ほかに質疑希望ございますか。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 質問回数3回に達してますか。私の計算では2回しかしてないと思うんですが。ちょっと確認してください。3回になっているんですか。

○議長（真柄克紀君） 3回です。

○11番（菅原義幸君） 間違いない。

○議長（真柄克紀君） はい。

ほかに質疑希望ございますか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終了いたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

追加1を終わります。

#### ◎日程第5 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第5、議案第1号令和2年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に596万4,000円を追加し、補正後の予算総額を4,057万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが、洋上風車2号機ブレードの修繕工事の施工工法の変更に伴い補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） それではご説明申し上げます。議案の4ページでございます。まず下段の歳出です。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費で補正額596万4,000円の増でございます。内容としましては、14節工事請負費の洋上風車

2号機ブレード修繕工事の工法を当初は、足場を組んで施工することで見積もっていましたが、施工経験のある事業者からゴンドラによる工法のほうが安全で効率が良いとの提案があり、海上作業船が必要となり、その手配などで設計額が変更となったことから工事費の増額をお願いするものでございます。

これに対する上段の歳入ですが、4款繰入金、1項基金繰入金、1目風力発電事業基金繰入金の補正額596万4,000円の追加は、風力発電事業基金繰入金で洋上風車2号機ブレード修繕工事へ充当するものです。歳入歳出それぞれ596万4,000円を追加し、補正後の予算額4,057万2,000円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第6 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案書の5ページでございます。議案第2号工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第2号で議決をお願いいたします工事請負契約につきまして

は、本庁舎長寿命化計画に基づく本庁舎改修工事でございます。主な内容につきましては、本庁舎の地下部にかかわる改修工事、現在の耐震基準に基づいたエレベーターの改修及び室内における布クロスの変色が著しい議場等の張り替えでございます。

工事の名称でございます。本庁舎長寿命化改修工事（建築主体）契約の金額5,164万5,000円。契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区豊岡167番地1、井上建設株式会社、代表取締役井上義章。参考といたしまして工期は、契約締結の日の翌日から令和3年2月10日まででございます。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、議案書9ページ、議案第2号関係資料のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第7 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第3号工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定よりまして、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第3号で議決をお願いいたします工事請負契約につきまして

は、本庁舎長寿命化計画に基づく本庁舎にかかわる機械設備工事でございます。主な内容につきましては、本庁舎の冷暖房施設にかかわる配管の更新、排気ダクトにかかわる内部のオーバーホール及び天井換気扇等の更新工事でございます。

工事の名称。本庁舎長寿命化改修工事（機械設備）でございます。契約の金額、9,883万5,000円、契約の相手方、函館市昭和2丁目37番18号、池田暖房工業株式会社函館支店、執行役員支店長杉本辰。参考といたしまして工期につきましては、契約締結の日の翌日から令和3年2月10日まででございます。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、議案書10ページ、議案第3号関係資料のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） これをもちまして本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

#### ◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で令和2年第2回せたな町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

閉会 午前10時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年5月19日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 熊 野 主 税

署名議員 道 高 勉